

その他の  
機関

## コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金

## 募集期間

2020年5月15日から2020年6月30日まで

## 目的

厚木市内の中小企業及び小規模事業者(以下「中小企業等」)の皆さまに対し、新型コロナウイルス感染症の拡大による経営への影響を抑え、経営の再建及び事業の継続に向けて取り組むことを支援するため、厚木市補助金等交付規則に基づき実施する事業です。申請期間5月15日(金)から令和2年6月30日(火)までです。電子申請の受付は令和2年5月18日(月)からの予定です。

## 支援内容

## ▼(1) 休業・短縮営業支援 【上限20万円】

緊急事態宣言を受け、市内の店舗・事業所等を「休業」あるいは「短縮営業」している事業者へ協力金を支給します。なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

## 休業・短縮営業支援【上限20万円】

## 【休業支援】

(ア) 4月25日から5月6日まで継続して休業した。【10万円】

(イ) 5月7日から5月31日までの期間で10日以上休業を見込んでいる。【10万円】

(注意事項) (ア)のみ【10万円】又は(イ)のみ【10万円】でも申請可能です。

## 【短縮営業支援】

短縮営業とは、通常の夜間営業時間を午後8時過ぎとしていた事業所が午後8時以前に時間短縮することです。

(ウ) 4月25日から5月6日まで継続して短縮営業した。【10万円】

(エ) 5月7日から5月31日までの期間で10日以上短縮営業を見込んでいる。【10万円】

(注意事項) (ウ)のみ【10万円】又は(エ)のみ【10万円】でも申請可能です。

## ▼(2) 家賃助成【1か月の家賃額の1/2(上限20万円/月、千円未満切捨て)を3か月分で合計60万円まで】

前年同月比等で売上げが減少している事業者に対して家賃の1/2を助成します。

なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

## &lt;対象&gt;

令和元年12月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業者

## &lt;交付要件&gt;

令和2年3月及び4月の平均売上げが、前年同月比の平均売上げより15%以上減少していること。

なお、令和2年3月及び4月と比較できる前年同月の売上げがない場合は、令和2年1月及び2月の売上げ平均より15%以上減少していること。

## &lt;対象経費&gt;

令和2年3月から5月に事業を実施するため賃貸借契約している家屋及び土地の賃借料

(注意事項) 単独の駐車場や倉庫等は家賃助成の対象にはなりません。

## 対象者の詳細

## &lt;対象&gt;

## ▼(1) 休業・短縮営業支援

厚木市内で事業を実施している事業者

## ▼(2) 家賃助成

令和元年12月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業者

## 対象地域



## お問い合わせ

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」

電話(平日9:00~17:30/2020年5月29日までは土・日も受け付けます)

専用ダイヤル 0120-970-306

## 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金